

「欠勤」に対する誤解

1. 欠勤に対する誤解

従業員

昨夜サッカーの観戦で寝不足なので、今日は欠勤させてもらいます。始業開始前に連絡しましたので無断欠勤ではありません。今日の給料は必要ありません。

会社

- ①わかりました。今日は欠勤で処理し、給料は払いません。
- ②そのような理由で欠勤は認めないので出勤してください。もし出勤しない場合は正当な理由のない欠勤として給料を支払わないだけでなく、欠勤したことを査定等でマイナスの取り扱います。また懲戒処分の対象にします。

解説

これは、ノーワークノーペイ（働かなければ賃金がもらえない）の原則を誤解していると考えられる。

雇用契約は「当事者の一方（労働者）が相手方の事業に使用されて労働し、相手方がこれに対して賃金を支払うことを合意する契約」であり、労働者は労務を提供する義務を負っている。労働者自身の都合や気分で働いたり休んだりすることを自由に決められない（法律や就業規則で認められた休暇や休日は除く）。会社、雇用契約に基づいた労務提供を求めることができるので、②の返事となる。

2. 「無断」か否か：無断欠勤と正当な理由のない欠勤の違い

従業員

この欠勤は許されることが分かりましたが、事前に連絡しています。無断欠勤ではないので、懲戒処分はされませんね。

会社

- ①事前に連絡をしているので、欠勤ではあるものの処分はしません。
- ②無断でなくとも正当な理由のない欠勤であり、契約違反だけでなく、その理由次第では懲戒処分になることもある。

解説

「無断」であろうとなかろうと、欠勤は労務提供義務の不履行という契約違反の状態であることには変わりがない。その欠勤（契約違反）がどの程度悪質なのか、社内秩序に悪影響を与えたか、という問題である。したがって②の返答になる。